

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所（以下「事業場」という。）において、営業職として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、自宅から原動機付自転車で事業場に向かう通勤途中、交差点を直進しようとしたところ、対向車線から右折してきたトラックと衝突し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、直ちにD病院に救急搬送され、「頭部外傷、右脛骨高原開放骨折、右足関節挫傷、顔面挫創、右眼瞼挫創、胸部挫創、左膝部靭帯損傷」等と診断され、入院加療し、退院後は同病院及びE整形外科において療養した結果、平成〇年〇月〇日、治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人作成の障害の状態に関する申立書の内容を踏まえると、請求人の右下肢に残存する障害として検討すべきは、①股関節の機能障害、②膝関節の機能障害、③足関節の機能障害、④脛骨の変形障害、⑤神経症状であると認められる。

#### ア 股関節の機能障害について

平成〇年〇月〇日付けF医師作成の障害給付支給請求書裏面の診断書には股関節の障害に関する記載はなく、平成〇年〇月〇日付け同医師作成の身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)にも股関節に関する記載はない。さらに、G医師は、平成〇年〇月〇日付け障害等級認定に関する意見書において、請求人が主張する右股関節の動きが悪いことと本件災害との関連はないと思われる旨述べている。

以上のことから、右股関節の機能障害は評価の対象とはならないものと判断する。

#### イ 膝関節の機能障害について

F医師は、上記診断書において、右膝関節の可動域測定結果として自動で屈曲120度、伸展0度、他動で屈曲135度、伸展10度としている。また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け関節運動測定書において、屈曲120

度、伸展0度としている。

これらの測定結果から、右膝関節の可動域は、健側である左膝関節の可動域と比較して若干の制限があるものの、健側の可動域角度の4分の3以下には制限されていないことから、障害等級には該当しないものと判断する。

#### ウ 足関節の機能障害について

F医師作成の上記診断書及び上記診断書・意見書には足関節の機能障害に関する記載はなく、G医師は、上記意見書において、右足関節の可動域は健側とほぼ同等と思われる旨述べている。

以上のことから、右足関節の機能障害は評価の対象とはならないものと判断する。

#### エ 脛骨の変形障害について

F医師作成の上記診断書及び身体障害者診断書・意見書に脛骨の変形障害に関する記載はなく、G医師は、上記意見書において、X線写真では脛骨の変形治癒はない旨述べている。

以上のことから、障害等級認定基準に示された長管骨の変形障害に係る要件を満たす変形はないものと判断する。

#### オ 神経症状について

F医師作成の上記診断書において、右膝の痛み、右下腿手術創付近の感覚鈍麻に関しては、骨折が開放で膝関節内に達していたこと、内固定とその抜去計2回手術を行ったことで理解はできるが、右足関節果部の痛みは説明不能である旨、また、他覚的には右膝の痛みが主な原因と考えられる明らかな右下肢筋の廃用性萎縮（神経麻痺ではない萎縮）が認められる旨記されている。さらに、上記診断書・意見書には、膝関節の疼痛は歩行時に強く、廃用による筋力低下があることから、歩行には杖を常用する旨記されている。

他方、G医師は、上記意見書において、右脛骨近位部骨折部及び手術痕部に疼痛がある旨述べている。

当審査会として、本件一件記録を精査したが、請求人の右下肢に残存する神経症状が明らかに障害等級第12級以上の障害等級に該当すると評価するに足る医学意見、証拠は認められないことから、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」（障害等級第14級の9）に該当するものと判断する。なお、請求人が主張する股関節の痛み

については、F 医師作成の上記診断書及び上記診断書・意見書に股関節の障害に関する記載はないこと、また、足関節果部の痛みについては、F 医師作成の上記診断書において説明不能とされていることから、いずれも評価することはできない。

(2) 請求人は、めまい、頭痛、右眼瞼のけいれん、右前額部から右後頭部までのしびれについて、本件災害により頭部、顔面に外傷を負ったことによるものであることから、適正に評価してほしい旨主張するところ、改めて、本件一件記録を精査したが、平成〇年〇月〇日付けH医師作成の障害給付支給請求書裏面の診断書及び平成〇年〇月〇日付け同医師作成の脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書にめまい、頭痛に関する記述はなく、また、脳の器質的損傷に基づくものとみるべき医学的根拠もないことから、請求人が主張するめまい、頭痛を本件災害により残存する障害として評価することはできない。他方、右眼瞼のけいれん、右前額部から右後頭部までのしびれについては、これらを併せても「局部に神経症状を残すもの」（障害等級第14級の9）を超える神経症状に相当するとみるべき医学的根拠はない。

(3) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、外貌等の醜状障害の評価について不服を述べていない。

(4) 以上を踏まえると、上記（1）ないし（3）から、請求人には、外貌の醜状障害（障害等級第9級の11の2）、右下肢の神経症状（障害等級第14級の9）、右眼瞼及び右前額部から右後頭部までの神経症状（障害等級第14級の9）が認められるところ、請求人に残存する障害の程度は、右下肢の神経症状と右眼瞼及び右前額部から右後頭部までの神経症状について準用第14級とした上で、醜状障害と併合し、障害等級第9級と判断される。

(5) 請求人らは、右下肢骨螺子挿入部の「空洞」を障害認定上評価すべきである旨主張するが、当審査会において、該当するX線写真を精査するも、上記認定基準に基づく障害等級の判断に影響を及ぼすものとは認められない。

請求人らは、そのほか、杖なしでは歩行できない、右の太ももが細くなっている等縷々主張するが、請求人に残存する障害の評価は上記のとおりであって、当該結論を左右しない。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第9級を超えるもの

とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。